

岐阜県公報

第 七 百 十 号

令和 八 年 八 月 十 四 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

- 道路の供用開始
(道路維持課) 三三三^{ページ}五
- 土砂災害警戒区域の指定解除
(砂 防 課) 三三三^{ページ}五
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除
(同) 三三三^{ページ}七
- 土砂災害警戒区域の指定
(同) 三三三^{ページ}八
- 土砂災害特別警戒区域の指定
(同) 三三三^{ページ}一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定
(身体障害者更生相談所) 三三三^{ページ}四
- 職業訓練指導員試験の実施
(労働雇用課) 三三三^{ページ}四
- 土地改良区役員の退任及び就任
(可茂農林事務所) 三三三^{ページ}六

告 示

岐阜県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示の日 ほか)
県道	岐阜県道 大野南線	瑞穂市田之上字坂巻一五二番 二地先から 同市同 字同 一五二番 一地先まで	三・八	令和 八・八・四	令和 八・九・三 岐阜県 土木整備 部告示第 三三三 号

岐阜県告示第三百八十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ

り告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
下石町1	多治見市笠原町向島	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百四十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
鯉下り川	美濃加茂市三和町川浦	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
下石町1	土岐市下石町	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
盛住	可児市兼山字盛住町	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百七十三号）のうち次の区域

の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小林	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板枝谷	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	土石流
井の洞谷	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	土石流
川向谷	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流
中之谷	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	---	---------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百四十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

下石町1	多治見市笠原町向島	次の図のとおり	土石流
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鯉下り川	美濃加茂市三和町川浦	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第五百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
下石町1	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
盛住	可見市兼山字盛住町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百七十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項にお

いて準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
上小林	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板枝谷	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	土石流
井の洞谷	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	土石流
川向谷	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流
中之谷	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
下石町1	多治見市笠原町向島	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鯉下り川	美濃加茂市三和町川浦	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下石町1	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
盛住	可児市兼山字盛住町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中澤上1	飛騨市河合町中澤上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川1	飛騨市河合町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小無雁1	飛騨市河合町小無雁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小無雁2	飛騨市河合町小無雁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元田1	飛騨市河合町元田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

元田 1	飛驒市河合町元田	次の図のとおり	土石流
丸山 8	飛驒市宮川町丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高牧	飛驒市宮川町高牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西忍 3	飛驒市宮川町西忍	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西忍 2	飛驒市宮川町西忍	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西忍 1	飛驒市宮川町西忍	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼 3	飛驒市宮川町菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
種蔵 3	飛驒市宮川町種蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巢之内	飛驒市宮川町巢之内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川原 3	飛驒市宮川町三川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
保 2	飛驒市河合町保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 23	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 22	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 21	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 20	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 19	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 18	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 17	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 16	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 15	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 14	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 13	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 12	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 11	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 10	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越 9	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

元田 2	飛驒市河合町元田	次の図のとおり	土石流
稲越 4	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流
稲越 5	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流
稲越 6	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流
保 1	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保 2	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保 3	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保 4	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保 5	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
舟原 1	飛驒市河合町舟原	次の図のとおり	土石流
コカ谷	飛驒市宮川町丸山	次の図のとおり	土石流
洞 1	飛驒市宮川町洞	次の図のとおり	土石流
岸奥 1	飛驒市宮川町岸奥	次の図のとおり	土石流
万波 1	飛驒市宮川町万波	次の図のとおり	土石流
打保 6	飛驒市宮川町打保	次の図のとおり	土石流
打保 7	飛驒市宮川町打保	次の図のとおり	土石流
小谷 1	飛驒市宮川町小谷	次の図のとおり	土石流
大無雁 1	飛驒市宮川町大無雁	次の図のとおり	土石流
小谷 2	飛驒市宮川町小谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小林	加茂郡東白川村神土上小林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑枝谷	加茂郡東白川村越原陰地	次の図のとおり	土石流
井の洞谷	加茂郡東白川村越原陰地	次の図のとおり	土石流
川向谷	加茂郡東白川村神土平	次の図のとおり	土石流
中之谷	加茂郡東白川村神土西洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下石町1	多治見市笠原町向島	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下石町1	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
盛住	可児市兼山字盛住町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
中澤上1	飛驒市河合町中澤上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川1	飛驒市河合町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小無雁1	飛驒市河合町小無雁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小無雁2	飛驒市河合町小無雁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元田1	飛驒市河合町元田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越9	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越10	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越11	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越12	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越13	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越14	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越15	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越16	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

稲越17	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越18	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越19	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越20	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越21	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越22	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲越23	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
保2	飛驒市河合町保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川原3	飛驒市宮川町三川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巢之内	飛驒市宮川町巢之内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
種蔵3	飛驒市宮川町種蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼3	飛驒市宮川町菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西忍1	飛驒市宮川町西忍	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西忍2	飛驒市宮川町西忍	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西忍3	飛驒市宮川町西忍	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高牧	飛驒市宮川町高牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山8	飛驒市宮川町丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元田1	飛驒市河合町元田	次の図のとおり	土石流
元田2	飛驒市河合町元田	次の図のとおり	土石流
稲越4	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流
稲越5	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流
稲越6	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流
保1	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保2	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保3	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
保4	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流

保5	飛驒市河合町保	次の図のとおり	土石流
舟原1	飛驒市河合町舟原	次の図のとおり	土石流
コカ谷	飛驒市宮川町丸山	次の図のとおり	土石流
洞1	飛驒市宮川町洞	次の図のとおり	土石流
岸奥1	飛驒市宮川町岸奥	次の図のとおり	土石流
万波1	飛驒市宮川町万波	次の図のとおり	土石流
打保6	飛驒市宮川町打保	次の図のとおり	土石流
打保7	飛驒市宮川町打保	次の図のとおり	土石流
小谷1	飛驒市宮川町小谷	次の図のとおり	土石流
大無雁1	飛驒市宮川町大無雁	次の図のとおり	土石流
小谷2	飛驒市宮川町小谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
上小林	加茂郡東白川村土上小林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指 定 年 月 日
血液内科	高木 雄介	大垣市民病院	令和・八・二七
泌尿器科	大澤 華織	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	同
外 科	山田 成寿	社会医療法人厚生会多治見市民病院	同
泌尿器科	服部 慎一	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター西濃厚生病院	同
内 科	森田 浩之	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	同
神経内科	森川 遼	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	同
眼 科	中村 光一	同	同
外 科	高山 悟	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	同
心臓血管外科	児島 昭徳	同	同

同	同	内	耳鼻咽喉科	同	外	消化器内科	内	同	同	外	脳神経外科	消化器外科	脳神経外科	腎臓内科	耳鼻咽喉科	内	外
小森 聡子	浅野 元尋	山田 幸治	赤井 亮	尾寄浩太郎	山中 雅也	八田 勇輔	永縄由美子	田中健士郎	景山 創	武田 洋平	佐々木 望	小塩 英典	伊藤 陽平	瀬古 浩史	渡邊 貴大	中西 孝之	渡邊 卓
医療法人悠信会 小森内科クリニック	医療法人社団浅野医院	医療法人麿城会 名和病院	赤井耳鼻咽喉科 医院	同	同	同	公立学校共済組 合東海中央病院	同	同	岐阜県厚生農業 協同組合連合会 中濃厚生病院	公立東濃中部医 療センター	同	日本赤十字社高 山赤十字病院	大垣市民病院	社会医療法人厚 生会中部国際医 療センター	社会医療法人蘇 西厚生会松波総 合病院	社会医療法人厚 生会多治見市民 病院
掛斐郡大野町大字黒野 六四五番地の一	不破郡関ヶ原町大字関 ヶ原一〇二番地の一	大垣市藤江町六丁目五 〇番	大垣市御殿町二丁目五 番地	同	同	同	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二	同	同	関市若草通五丁目一番 地	土岐市肥田町浅野一〇 七八番二〇〇	同	高山市天満町三丁目一 番地	大垣市南瀬町四丁目八 六番地	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地	羽島郡笠松町田代一八 五番地の一	多治見市前畑町三丁目 四三番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

公 示		呼吸器外科	白橋 幸洋	医療法人俊愛会 乾医院	関市武芸川町高野五九 〇一	同
		胃腸内科	犬飼健太郎	医療法人健真会 いぬかいファミ リークリニック	美濃加茂市下米田町今 一三四一	同
公 示		外 科	野尻 基	医療法人白水会 白川病院	加茂郡白川町坂ノ東五 七七〇	同
		呼吸器内科	渡邊 祥平	わたなべ内科ク リニック	美濃加茂市深田町三 一九一	同
公 示		眼 科	安田めぐみ	医療法人社団博 友会桜ヶ丘安田 眼科	可児市桜ヶ丘一一一九 七	同
		消化器内科	紺田 健一	社団医療法人古 川病院	飛騨市古川町三之町八 一二〇	同

○職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条
第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発
促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五
条第二項の規定により公示します。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 試験を実施する免許職種
規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及
び職業訓練関係法規）

三 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

- 1 拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十三条に規定する禁錮以上の刑を含む。）に処せられた者

- 2 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、同条の表の下欄又は規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の日時及び場所

令和八年十月十五日（木） 午前十時から午前十一時まで

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁 三階 会議室三〇四

六 受験手続

岐阜県公式ホームページ「職業訓練指導員免許・職業訓練指導員試験」の申込フォームからの電子申請とします。

- 1 受験申請に必要な書類（スマートフォン等で撮影したデータ又はスキャンしたデータをアップロードすること）

- (一) 写真（申請前六か月以内に撮影した上半身 正面無帽のもの）
- (二) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格証書、免許証等の写し）
- (三) 戸籍抄本等（受験資格及び試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ）

2 受付期間

令和八年八月十七日（月） から同年九月十六日（水） まで

3 受験手数料

次に掲げる額を、電子申請時にオンライン決済（PayPay又はクレジットカード）により納付してください。

学科試験 三千百円

なお、受験申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

4 受験票

受験票は、受験申請の受付完了後、電子メールにより送付します。

受験者は、受験票を各自で印刷の上、試験当日に持参してください。

5 その他

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、六の2の受付期間に限らず、通年で受け付けることとします。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。

なお、全免除者の受験申請を受け付けた場合は、4の受験票は送付しません。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

令和八年十一月二十日（金）に、岐阜県公式ホームページ「職業訓練指導員免許・職業訓練指導員試験」に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません。）。

全免除者については、全免除に該当することを確認した後、本人宛てにのみ合格証書を交付して通知します。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

令和八年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

- 2 提供期間

合格発表の日から一か月間

- 3 提供する場所

情報公開・行政相談窓口（岐阜県庁一階。電話〇五八―二七二―一一一 内線

二二二七

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係（電話〇五八―二七二―一一一 内線三六六八）に問い合わせてください。

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年八月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	令和八・六・三	理事	木澤 忠和	加茂郡富加町加治田三五四九番地一
		同	渡邊 祐次	加茂郡富加町高畑 六一七番地三九
		監事	勝本 博	加茂郡富加町加治田四一〇番地二

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	令和八・七・二四	理事	天池 明彦	加茂郡富加町加治田 七〇八番地
		同	渡邊 幸彦	加茂郡富加町高畑 三一二番地
		監事	梅村 敏彦	加茂郡富加町高畑 二六四番地一

令和八年八月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜文芸社